

会議の運営について(案)

1. 座長は、会議の議長となり、議事を整理する。座長に事故があるときは、あらかじめその指名する者が、その職務を代行する。
2. 会議の内容の公開について、以下のとおりとする。
 - (1) 会議の議事概要を作成し、公開する。
 - (2) 会議に配布された資料は、原則として、会議終了後公開する。
 - (3) 会議は原則非公開とする。
3. その他会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。